

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
一宮市	47.4 歳	416 人	278,853 円	341,042 円	326,243 円
うち 清掃職員	44.7 歳	115 人	281,553 円	367,444 円	335,165 円
うち 学校給食員	50.3 歳	67 人	283,548 円	328,470 円	327,111 円
うち 用務員	57.3 歳	8 人	334,163 円	392,160 円	382,135 円
うち 自動車運転手	46.2 歳	14 人	290,807 円	386,362 円	342,941 円
愛知県	50.5 歳	639 人	350,491 円	419,986 円	404,392 円
特例市平均	46.0 歳	286 人	328,327 円	392,188 円	367,795 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	円	320,514 円

- 技能労務職員等には、「地方公務員給与実態調査」で技能労務職に区分されている職員のほかに、企業職に含まれる技能労務職相当職員(行政職給料表(2)適用職員)を含んでいます。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。また、平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 民間との比較

区分	民 間			参 考			
	対応する職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					一宮市(C)	民間(D)	C/D
清掃職員	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800 円	1.23	5,869,423 円	4,192,600 円	1.40
学校給食員	調理士	41.0 歳	281,400 円	1.17	5,410,137 円	3,891,100 円	1.39
用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.73	6,469,324 円	3,284,300 円	1.97
自動車運転手	自家用乗用 自動車運転手	50.8 歳	315,000 円	1.23	6,156,994 円	4,291,300 円	1.43

- 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（Ｃ）」、「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(3) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

	24歳 ～27歳	28歳 ～31歳	32歳 ～35歳	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	総計
全 体	4人	17人	31人	48人	40人	64人	65人	53人	94人	416人
清掃職員	2	4	14	18	11	25	16	13	12	115
学校給食員		1	5	5	5	10	5	11	25	67
用務員							1	1	6	8
自動車運転手			1	4		1	4	2	2	14
その他	2	12	11	21	24	28	39	26	49	212

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表（二）と同じ

イ 昇給基準

国家公務員と同じく毎年1月1日に4号給（57歳を超える場合は2号給）を基準として昇給

ウ 各種手当

他の職員と同じ基準で支給

エ 技能労務職等に適用される特殊勤務手当

名 称	支 給 要 件	支 給 額
漏油事故処理従事手当	漏油の処理に直接従事した場合	1件 190円
防疫作業従事手当	感染症の病原体の付着した物件の処理作業に従事した場合	1件 440円
清掃作業従事手当	ごみ収集作業に従事した環境員	日額 900円
	ごみ収集作業に従事した環境員以外の職員	日額 870円
	ごみ焼却又はし尿処理作業に従事した職員	日額 880円
犬猫死体処理作業従事手当	犬猫の死体処理作業に従事した場合	1件 200円
火葬作業従事手当	火葬の作業に従事した場合	日額 900円
		1件 200円
防疫消毒作業従事手当	有毒薬剤を使用し防疫消毒作業に従事した場合	日額 210円
病院労務職員手当	病棟に勤務する補助員が当該業務に従事した場合	日額 130円
病院精神科勤務手当	身体上に危険を受けるおそれのある職務に従事した場合	日額 200円
有毒・有害物取扱手当	強酸・強アルカリ性の薬品、有毒ガスを発生する薬品を取り扱う作業に従事した場合	日額 110円
交替勤務従事手当	交替勤務従事者のうち第2直に勤務した場合	1回 700円
汚物取扱手当	汚物の取扱に従事した場合	日額 340～600円

2 基本的な考え方

地方公共団体の技能労務職員等の給与は民間の同種の従業者に比べ高額ではないかという指摘により、平成19年7月6日付で総務省自治行政局公務員部長および総務省大臣官房審議官(公営企業担当)から「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」が通知されました。

一宮市では、定数面においては、従来から技能労務職を退職者不補充とする一方、業務の見直しを図りつつ可能な業務について民間委託をするなど、技能労務職等職員数の減員を進めてきました。また、給与面においては、平成18年4月に特殊勤務手当の抜本的な見直し(13種類の廃止など)を行い、人件費の抑制に努めています。

【参考】技能労務職等(技能労務職員+企業職の行政職給料表(2)適用職員)の職員数の推移

	H17.4.1(合併時)	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1(予定)
職員数	479人	449人	416人	382人

【参考】特殊勤務手当の見直しによる効果

支給月	支給総額/支給人数	1人あたり平均	年間効果額
平成17年4月分(見直し前)	3,366,870円/479人	7,029.0円	(平均の差額×449人×12月分)
平成18年4月分(見直し後)	2,580,180円/449人	5,746.5円	

3 今後の取り組み事項

国や近隣市町村等の動向を参考にしつつ、引き続き、退職者不補充や業務の民間委託などを進めていきます。